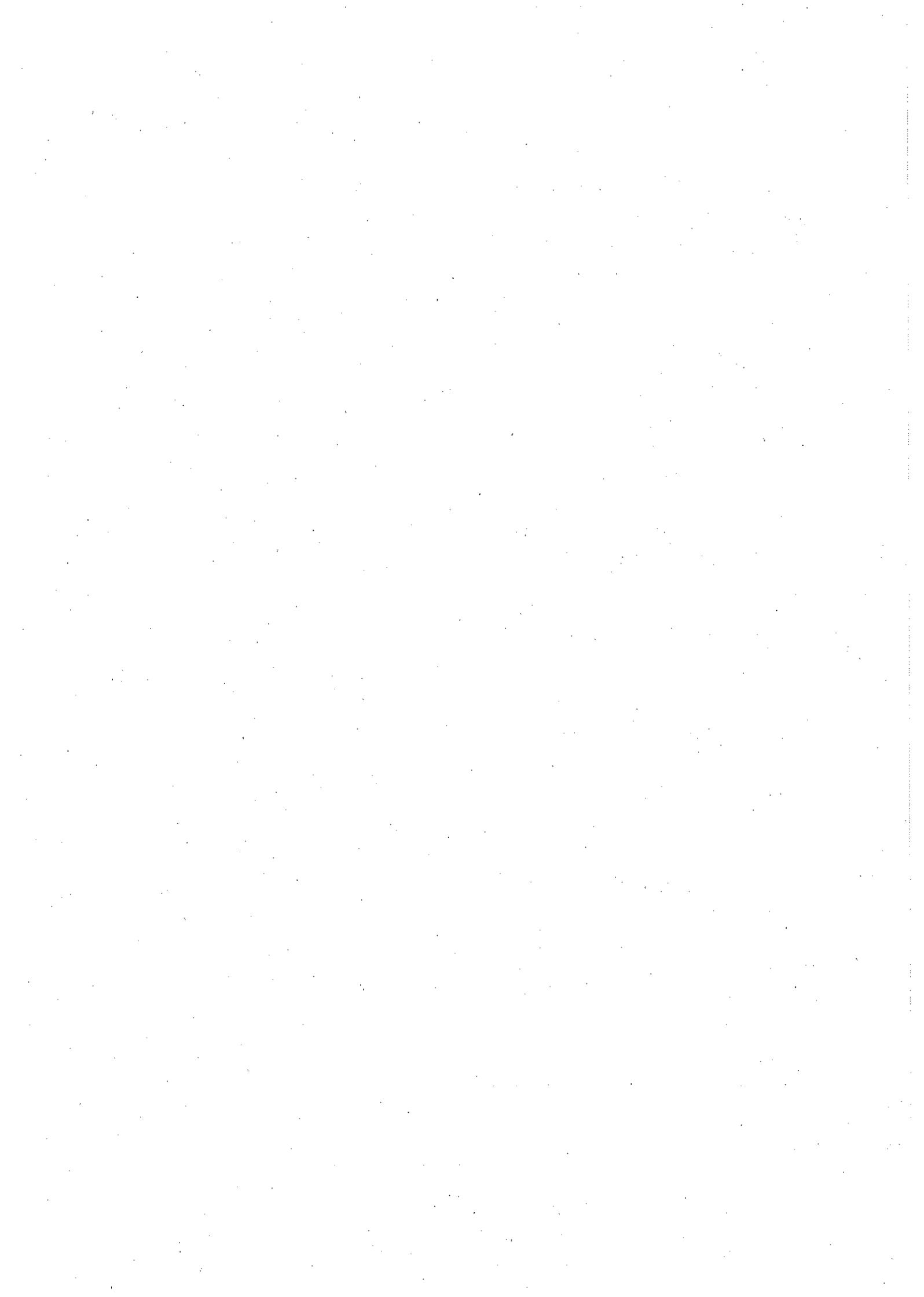


第 4 回 更別村議会議定例会
議案資料



更別村福祉ホーム管理規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、更別村福祉ホーム設置条例（令和 7 年更別村条例第号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、更別村福祉ホーム（以下「福祉ホーム」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 福祉ホームの開館時間は、福祉ホーム事業及び体験入居事業を除いて午前 7 時から午後 7 時までとする。ただし、村長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第 3 条 福祉ホームの休館日は、福祉ホーム事業及び体験入居事業を除いて日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。ただし、村長が必要と認めたときは、これを変更又は臨時に休館することができる。

（利用の申請）

第 4 条 条例第 7 条の規定により福祉ホームを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、更別村福祉ホーム利用申請書（別記第 1 号様式）を村長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第 5 条 村長は、条例第 8 条の規定により利用の可否を決定したときは、更別村福祉ホーム利用決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（誓約書等の提出）

第 6 条 福祉ホームの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用開始日の前日までに次の書類を村長に提出しなければならない。

- （1） 誓約書（別記第 3 号様式）
- （2） 身元引受書（別記第 4 号様式）

(退去)

第7条 福祉ホームを退去しようとする者は、更別村福祉ホーム退居届(別記第5号様式)を村長に提出しなければならない。

(利用の制限等)

第8条 村長は、条例第10条の規定により利用の条件を変更し、利用を制限し、停止若しくはその利用の決定を取り消したときは、更別村福祉ホーム利用決定変更通知書(別記第6号様式)により利用者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

更別村福祉ホーム利用申請書

年 月 日

更別村長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

利用希望者との関係（ ）

更別村福祉ホームを利用したいので、更別村福祉ホーム管理規則第4条の規定により、関係資料を添えて次のとおり申請します。

1 利用者

利用区分		福祉ホーム事業 ・ 福祉ホーム体験入居事業			
利用者	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	男・女
	住 所				
障害支援区分認定		有 (非該当 1 2 3 4 5 6) ・ 無			
障害者手帳等		・身体障害者手帳 (種 級) ・療育手帳 (A ・ B) ・精神保健福祉手帳 (級) 疾病名 ()			
		・自立支援医療受給者証 (精神通院) (有 ・ 無) ・その他 ()			
利用希望期間		年 月 日 ～ 年 月 日 (予定)			
申請理由					

2 住居の状況

現在の住居状況	部屋数	備考
1 自家 2 借家 3 間借 4 その他	室	

3 所得の状況（福祉ホーム体験入居事業を除く）

所得の種類	年間収入金額	備考

4 その他（緊急時の連絡先）

氏名	続柄	職業	住所	電話番号

(注) 添付書類 障害者手帳等の写し

別記第2号様式（第5条関係）

更別村福祉ホーム利用決定通知書

年 月 日

様

更別村長

年 月 日申請のあった更別村福祉ホームの利用について、
次のとおり決定したので、通知します。

利用区分	福祉ホーム事業 ・ 福祉ホーム体験入居事業				
決定区分	許可 ・ 不許可				
利用者	氏名	生年月日	年 月 日 (歳)	男・女	
	住所				
入居期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
利用料	利用料 月額・1泊 円 利用料は、別に発行する納入通知書により、期日までに納入してください。				
付記事項					
不許可の理由					

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、更別村長に対して審査請求をすることができます。また、この取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、更別村を被告として（訴訟において更別村を代表する者は更別村長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

（注） 「許可」又は「不許可」の字句は不要の方を抹消すること。

別記第3号様式（第6条関係）

誓 約 書

私は、更別村福祉ホームの入居中においては、規則その他諸規定を守り、併せて利用中に不都合が生じた場合は、退居など村長の指示に従うことを誓約します。

年 月 日

更別村長 様

住 所
利 用 者
氏 名

別記第4号様式(第6条関係)

身元引受書

年 月 日

更別村長 様

住 所

利用者 氏 名

生年月日 年 月 日

私は、更別村福祉ホームの利用を許可された上記の者について、次の事項を理解し、身元に関する一切のことを引き受けることを承諾します。

記

- 1 本人に規則、諸規定をよく守るよう指導します。
- 2 本人が規則等に違反し、他人に迷惑を及ぼす場合は退去を命じられても異議を申し出ません。
- 3 本人が退去を命ぜられたときは、指定の期日までに必ず引き取ります。
- 4 本人の行為により貴ホームに損害を与えたときは、私が責任を負い速やかに弁償いたします。
- 5 村長が必要と認めるときは、身元引受人の所得及び納税等の状況について調査し、照会することに同意します。
- 6 身元引受人又は身元引受人の住所を変更しようとするときは、速やかに貴村に連絡し対応します。

氏名

住所

利用者との続柄

身元引受人 電話番号

生年月日 年 月 日 年齢 歳

勤務先

勤務先住所

勤務先電話番号

別記第5号様式（第7条関係）

更別村福祉ホーム退居届

私は、更別村福祉ホームを、下記理由により退居したいので、届出します。

記

1 退居希望年月日 年 月 日

2 退居理由

更別村長 様

年 月 日

利 用 者 氏名

住所

身元引受人

氏名

別記第6号様式（第8条関係）

更別村福祉ホーム利用決定変更通知書

年 月 日

様

更別村長

年 月 日付で決定しました更別村福祉ホームの利用について、次のとおり変更しましたので、通知します。

利用者名	フリガナ	性別	男 ・ 女
	氏名		
変更決定日		生年月日	年 月 日 (歳)
変更内容	利用の制限 ・ 停止 ・ 決定取消し ・ 変更 ()		
理由			

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、更別村長に対して審査請求をすることができます。

また、この取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、更別村を被告として（訴訟において更別村を代表する者は更別村長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

1 公の施設の名称及び所在地

名 称：更別村地域創造複合施設（地域創造センター、地域創造センター別棟、地域交流センター、情報発信館、未来型物産館、職業体験館、環境型産業館、イベント広場）

所在地：更別村字更別南 1 線93番地38

2 募集概要

(1) 応募資格

北海道内に事務所又は事業所を有する団体であること（法人格の有無は問わない）。

(2) 応募条件

更別村地域創造複合施設を管理運営することができる団体であること。

3 指定管理者候補者

(1) 選定対象団体

株式会社 オカモト 代表取締役 岡 本 謙 一

株式会社 Spaces Plus 代表取締役 眞 鍋 智 光

(2) 候補者の団体

株式会社 オカモト 代表取締役 岡 本 謙 一

4 候補者選定過程

(1) 募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで

(2) 書類選定

日時：令和7年11月11日（火）

(3) 面接選定

日時：令和7年11月25日（火）

5 審査方法

- (1) 更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会委員長及び委員7名による審査とする。
- (2) 更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定基準に基づき、10項目の審査事項を設定し、各項目5段階評価による点数評定とする。
- (3) 各委員の採点の合計点数(700点満点)により審査結果とする。
- (4) 選定水準は、合計点数420点以上とする。

6 審査結果

選定基準	審査事項	審査項目 (配点)	株式会社 オカモト	株式会社 Spaces Plus
(条例第4条第1号) 利用者の平等な 利用の確保及び サービスの向上 が図られるもの であること。	設置目的 の理解	施設の設置目的を理解している か。(70点)	44	44
	平等利用 の確保	住民の平等な利用が図られるか。 (35点)	24	23
	サービス の向上	利用者のニーズを把握し、柔軟に 対応できるか。(70点)	50	44
(条例第4条第2号) 事業計画の内容が 施設の効用を 最大限に発揮す るものであるこ と。	施設管理	適正かつ確実に維持管理を行う 計画内容となっているか。 (105点)	76	60
	利用促進	施設の利用促進に向けて、具体的 な方策等を有しているか。(70点)	53	44
(条例第4条第3号) 事業計画に沿っ た施設の管理を 安定して行う人 員、資産その他の 経営の規模及び 能力を有しており、又は確実に確 保できる見込み があること。	業務実施 体制	安定した施設管理のできる物的、 人的な規模や能力を有している か。(70点)	59	27
	業務実績 及び 経営基盤	この施設に類する施設等を、これ までに良好な管理運営を行った 実績を有しているか。又は、計画 に沿った管理を行う能力を有し ているか。(70点)	60	27
(条例第4条第4号) 収支計画書の 内容が施設の 管理に係る 経費の削減が 図られるもの であること。	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、 管理計画との整合性が図られて いるか。(105点)	60	56
	経費の 節減	経費の節減に取り組む内容で経 費の積算をしているか。(70点)	38	53
(条例第4条第5号) その他村長が別 に定める事項	危機管理 対策	事故災害等の危機管理体制が確 立されているか。	25	24
	整備保管	帳簿等の整備や保管状況は、個人 情報保護法、個人情報保護条例等 に基づき、適切に処理されてい るか。(35点)		
合計点数			489	402

7 選定結果

審査結果のとおり選定委員会の総意により、「株式会社 オカモト」を
適当と認め、候補者に決定した。